

〔普通預金〕

項 目	内 容
1.商品名	普通預金
2.販売対象	制限ありません。
3.期間	定めはありません。
4.預入（受入）方法 (1)お預け入れ方法 (2)お預け入れ金額 (3)お預け入れ単位	いつでもお預け入れいただけます。 1 円以上 1 円単位
5.払戻（支払）方法	いつでもお引き出しいただけます。
6.利息 (1)適用利率 (2)利払頻度 (3)計算方法 (4)課税方法 (5)金利情報の入手方法	当行所定の利率を適用します（変動金利・変動基準なし）。 毎年 2 月と 8 月の当行所定の日にお支払いします。 毎日の最終残高 1,000 円以上について付利単位を 100 円とし、1 年を 365 日とした日割計算により算出します。 利息の 20.315%（国税 15.315%、地方税 5%）が分離課税されます。 なお、法人の場合は地方税は課税されません。 金利については窓口でお問い合わせください。
7.手数料	①自動機（現金自動預金支払機等）によるお預け入れ・お支払い等にあたっては、しずぎんカード規定に定める手数料がかかることがあります。 ②未利用口座管理手数料 2020 年 10 月 1 日以降に新規口座開設された普通預金のうち、最後のお預入れまたは払戻し（該当普通預金のお利息の元本への組入れおよび未利用口座管理手数料の引落しは除きます。）から 2 年以上、一度もお預入れまたは払戻しがない場合、未利用口座として年間 1,200 円（消費税等別途）の手数料がかかります（一定の条件により対象外となります）。残高不足等により本手数料の引落しができない場合は、残高を手数料の一部としていただき、通知することなく当行所定の方法により、解約することができます。 ③通帳利用手数料 2022 年 11 月 1 日以降に開設した口座において、紙の通帳を利用される場合、当該口座から年間 500 円（消費税等別途）を引落しさせていただきます（一定の条件により対象外となります）。
8.付加できる特約事項	①満 18 歳以上の個人のお客さまは、総合口座による当座貸越のお取り扱いができます。 ②少額貯蓄非課税制度の対象となるお客さまは、マル優のお取り扱いができます。
9.中途解約時の取り扱い	定めはありません。
10.重要事項について	この預金は預金保険の対象となります。（1 人あたり元本 1,000 万円までとその利息等が保護されます。）
11.その他参考となる事項	①次のいずれかに該当した場合には、預金口座を解約させていただきます。 A.預金口座名義人の不存在、預金口座名義人の意思によらない口座開設が明らかになった場合。 B.「譲渡、質入れ等の禁止」に違反した場合。 C.法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合。 ②最終の預入れまたは払戻しから 10 年間利息決算以外の入出金がない場合には、預金取引のご利用停止または預金口座の解約をさせていただくことがあります。
12.当行が契約している指定紛争解決機関	一般社団法人全国銀行協会 ①連絡先 全国銀行協会相談室 ②電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772